6 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの国民年金 保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録 を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年3月まで

② 平成5年4月から6年3月まで

昭和 59 年よりも以前は収入が国民年金保険料の免除を受ける基準より多く、保険料の免除に該当しない年もあったが、60 年からは仕事が変わり、収入が少ない状態が続いていたので、毎年、A市役所で保険料の免除申請をしていた。

申立期間の前後の記録は国民年金保険料の免除期間となっているのに、 申立期間のみが未納期間となっているのは納得できないので、申立期間 について保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 60 年からは仕事が変わり、収入が少ない状態が続いていたので、毎年、A市で国民年金保険料の免除申請をしていたと主張しているところ、申立人の 60 年以降のオンライン記録から、申立人が申立期間①及び②の期間を除き、長期間(昭和 62 年4月から平成5年3月までの期間及び6年4月から 14 年3月までの期間)にわたって保険料が免除されていることが確認できる。

また、申立人の戸籍の附票から、申立人は昭和 63 年4月から現在の住所に住んでいることが確認できるところ、A市では平成2年度から、国民年金推進員が免除該当者宅を訪問して、国民年金保険料の免除申請を受け付けていたことから、申立人がA市役所で保険料の免除申請手続を忘れていたとしても、当該推進員が申立人宅を訪問し、申立期間②の免除申請を受け付けていたと考えるのが自然である。

- 2 一方、国民年金保険料の免除に関する申請手続は、毎年手続を行わなければならないものであり、申立人の申立期間①の場合は、少なくとも2回の手続が必要であるが、当該期間については、国民年金推進員の免除該当者宅への訪問実施前の期間であるとともに、当該期間以前にも未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5 年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていた ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年3月まで

私は、時期は定かでないが、A市役所で国民年金への加入手続を行い、 国民年金保険料は、自分で納付書により郵便局やB銀行C支店(当時) で納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、督促状が来たため、まとめて納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民 年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているとおり、オンライン記録から昭和 61 年度の保険料を昭和 61 年 4 月 24 日にまとめて前納しており、当該時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立期間直後である昭和 60 年度の保険料を昭和 62 年 5 月 15 日にまとめて過年度納付しており、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認されるなど、申立人は、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの期間及び45年1月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年3月まで

② 昭和45年1月から46年9月まで

私は、申立期間①及び②を含む昭和 45 年 1 月から 48 年 3 月までの期間の領収証書を所持していたので、平成 20 年 10 月ころに、A 社会保険事務所(当時)へ納付記録の訂正をお願いしたが、同事務所からは、「不同記書に記載したが、「不同記書に記載したが、「不同記書に記載したが、「不同記書に記載した」という。

「領収証書に記載された納付日(昭和 48 年 12 月 17 日)では、制度上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することができないため、納付済期間とすることはできないことから、後日、当該期間の保険料を還付する。」との回答を受けた。

しかし、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは領収証書から明らかなので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む昭和 45 年 1 月から 48 年 3 月までの 国民年金保険料を、48 年 12 月 17 日に納付したことを示す二枚の領収証 書を所持しており、申立期間①及び②の保険料が還付されていた事実は 認められないことから、申立人が A 社会保険事務所の発行した納付書に より、申立期間①及び②の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金と して扱われていたことは明らかである。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、特例納付実施期間外の納付であること、及び時効により保険料を納付することができないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年6月まで

申立期間当時は両親と同居して大学に通っていたことから、国民年金 の加入手続及び国民年金保険料の納付は母親がしてくれた。

しかし、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることから、記録にミスがあったとしか考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の者の国民年金第3号被保険者資格の取得年月日から、平成8年8月ころと推認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに母親が申立期間 の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

申立期間については、昭和 57 年4月1日に国民年金被保険者資格を 喪失している記録になっているが、私は、そのような手続を行ったこと は無い。

申立期間当時、夫の職場で給与から私の国民年金保険料が引かれていたと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年4月1日に国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことは無いと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳、オンライン記録及び特殊台帳から、申立人の国民年金被保険者資格の喪失年月日は共に 57 年4月1日であることが確認でき、申立人が国民年金被保険者資格を喪失した後、61 年4月1日に国民年金被保険者資格を再取得するまで手続をした形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、夫の職場で給与から国民年金保険料が引かれていたと主張しているが、申立期間当時、夫が勤務していた職場の事務担当者は、「職場で従業員の妻の国民年金保険料の徴収は行っていない。」と回答している上、申立人の保険料を納付していたとする夫の記憶は曖昧であることから、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに夫が申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月31日から同年8月1日まで

- ② 昭和37年2月28日から同年3月1日まで
- ③ 昭和38年3月25日から同年4月1日まで
- ④ 昭和43年7月2日から同年12月22日まで
- ⑤ 昭和44年6月7日から同年12月1日まで
- ⑥ 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 12 月 19 日まで
- (7) 昭和46年6月1日から同年12月21日まで

申立期間①のA株式会社(現在は、B株式会社)には、昭和35年7月末日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月31日であることに納得できない。

申立期間②のC有限会社(その後、D株式会社)には、昭和37年2月末日まで勤務しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年2月28日であることに納得できない。同社の申立期間③についても、38年3月末日まで勤務しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月25日であることに納得できない。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦は、E事業所に勤務しており、F社会保険事務 所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無いと の回答であった。

①から⑦までの申立期間について給与明細書は無いが、厚生年金保険料が 控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者 期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和35年7月31日までA株式会社に勤

務していた。病気で会社を2年近く休んでいたため、同社労働組合の規則によりいったん退職しなければならず、月末に自然退職した。」と主張しているところ、連絡の取れた同僚からは、申立内容を裏付ける証言等は得られず、また、現在の事業主は、「当時の資料は無く不明。」と回答していることから、申立人の退職日及び厚生年金保険料の控除について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

申立期間②及び③について、申立人は、月末まで勤務して退職した旨主張しているところ、連絡の取れた同僚からは、申立人の退職日及び厚生年金保険料の控除について確認できる証言等は得られなかった。

また、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る人事記録等も得られず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間について具体的な記憶が無く、申立期間に係る 厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無 い。

申立期間④について、雇用保険の加入記録(昭和43年7月2日(取得)から同年12月21日(離職)まで)から、申立人がE事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、当該事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない上、事業主は、「E事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚(親方)については名字のみの記憶である ことから特定できず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを確認できる証言等は得られなかっ た。

申立期間⑤、⑥及び⑦について、雇用保険の加入記録(昭和44年6月7日 (取得)から同年11月30日(離職)まで、45年7月1日(取得)から同年12月18日(離職)まで、46年6月1日(取得)から同年12月20日(離職)まで)では、事業所の名称の記載は無いが、E事業所とは別の雇用保険の事業所番号となっており、申立事業所とは別の事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、「申立期間は、E事業所に勤務していた。」と主張しており、当該事業所以外の事業所名について具体的な記憶が無く、このほか、申立期間において当該事業所での勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる証言等は得られなかった。

なお、オンライン記録によれば、E事業所に係る申立期間のうち、⑥の申立

期間以外の期間において、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年10月1日まで

A株式会社で、平成4年7月1日から5年5月21日まで運転手として家 具運送の業務に従事し、B市と県外を往復していた。在職中は厚生年金保険 に加入していたと思う。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(平成4年6月22日(取得)から5年5月20日(離職)まで)から、申立人が、当該加入期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社において平成3年3月から5年1月までの期間 (事務担当者が恒常的に配置されていなかったと考えられる期間)に雇用保険 の加入記録の確認できた35人(申立人を含む)のうち運転手として確認できた8人すべてについて、雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日より前となっており、連絡の取れた同僚3人(申立人が記憶している同僚の二人を含む)は、入社後すぐに厚生年金保険に加入していなかった旨回答していることから、同社では、すべての従業員について、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったことがうかがえる。

また、元事務員は、「試用期間(厚生年金保険に未加入の期間)中の人の給与から保険料を控除していたということはないと思う。そんな話は聞いたことも無い。」と証言しており、このほかに連絡の取れた同僚からも、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の

証言は得られていない。

さらに、申立人は、申立事業所の前に勤務していた事業所を退職後に健康保険に任意加入(平成4年4月21日(取得)から同年11月11日(喪失)まで)し、申立期間中も任意継続被保険者となっている。

加えて、A株式会社は、「申立期間当時の資料は無く、どのような(厚生年金保険の加入の)取扱いをしていたのかは不明であるが、厚生年金保険に加入していない期間に保険料を控除することはないと思う。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月1日から38年5月25日まで

② 昭和38年11月1日から39年4月17日まで

申立期間① (A病院)の前に勤務していた事業所に係る昭和33年4月6日から37年7月27日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求し受け取った覚えがあるが、申立期間② (B医院)を退職した後に、脱退手当金を請求した覚えが無いため、申立期間について厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間①の直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から申立期間①の被保険者資格の取得日までは約1か月と極めて短期間であり、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難いほか、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、このほか、申立人からの聴取においても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から平成8年8月1日まで 昭和51年10月から平成8年7月までA会社B支社(現在は、C株式会社) で外務職員として勤務した。給与は歩合制であったが、常に24万円から26 万円くらいを給与として受け取っていたはずである。

申立期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料額とは異なる 保険料額に相当する標準報酬月額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和56年及び57年10月の定時決定においては18万円、58年8月の随時改定では20万円、59年10月の定時決定では22万円、60年10月の定時決定では20万円、平成3年10月の定時決定では20万円、4年10月の定時決定では18万円、並びに5年9月の随時改定では22万円となっているところ、申立人は常に給与として24万円から26万円を受け取っていたと主張している。また、このほかの申立期間(昭和51年10月から56年9月、61年8月から平成3年9月、及び6年10月から8年7月)についても、はっきりした金額の記憶は無いものの、社会保険事務所(当時)の記録以上の報酬を受け取っていたと主張している。

しかしながら、申立事業所の元支社長は、「外務職員の給与は歩合制であった。」と証言しており、これを踏まえれば、外務職員であった申立人については、給与は定額で支給されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の給与明細書及び源泉徴収票は平成13年に自宅が火災で全焼したため焼失してしまった。」と述べており、申立事業所につい

てもC株式会社は、「書類等については引き継いでいないため、資料を提出することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。